

産商商第13号
平成24年7月13日

株式会社ライフコーポレーション
代表取締役 岩崎 高治 様

京都市長 門川大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成23年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ北白川店

京都市左京区一乗寺塚本町111ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗周辺における西側及び南側の生活道路を来店客車両が常時往来することのないよう、店舗の来退店経路の周知徹底を行い、隔地駐車場の利用状況を確認するとともに、白川通に面した店舗入口における歩行者、自転車及び自動車の錯綜を回避し、交通安全の確保に努めることが望まれます。

また、白川通に面した店舗入口付近に駐輪が常態化することのないよう、白川通の景観保全の面も含めた継続的な配慮が望まれます。

加えて、オープン後の状況を踏まえつつ、地域住民との対話を絶やすことがないよう配慮が望れます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の予定地は、東側が道路（白川通）、西側及び南側も道路（市道）に面しており、都市計画上は敷地東側が近隣商業地域、敷地西側が第1種低層住居専用地域に位置している。

周辺地域の状況は、北側には事業所と住居、西側には市道を隔てて住居、南側には市道を隔てて住居及び駐車場、東側には白川通を隔てて大学と事業所が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、敷地内及び隔地駐車場の運営、駐輪場の運営などについての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来退店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づいて算出した台数である56台と同数を確保する計画となっており、法の趣旨に照らして適正である。

なお、店舗周辺における西側及び南側の生活道路を来店客車両が常時往来することのないよう、店舗の来退店経路の周知徹底を行い、隔地駐車場の利用状況を確認するとともに、白川通に面した店舗入口における歩行者、自転車及び自動車の錯綜を回避し、交通安全の確保に努めることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数である130台と同数を確保しており、駐輪場の運営においても適正な配慮がなされていると考える。

なお、白川通に面した店舗入口付近に駐輪が常態化することのないよう、白川通の景観保全の面も含めた継続的な配慮が望まれる。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

騒音についての予測では、基準値を超えることはないと考えられることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

防犯対策については、営業時間中は従業員が見回りを行い、営業時間外は敷地内をチェーンバリカー等で閉鎖し、必要に応じて所轄警察と連携を図っていく旨が表明されている。

また、屋外照明等については、配置や方向など、周辺環境に影響が生じないよう配慮する旨を表明している。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。

なお、オープン後の状況を踏まえつつ、地域住民との対話を絶やすことがないよう配慮することが望まれる。